

宮城県公報

発行 宮城県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○建設工事執行規則の一部を改正する規則

(契約課)

一

告 示

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者)

(水産林政総務課)

一

公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定

(契約課)

二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定(二件)

(警察本部会計課)

二

選挙管理委員会

○証票の無効

三

収用委員会

○県道石巻鮎川線給分浜4号事件裁決手続開始の更正決定

三

規 則

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百一十号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則(昭和三十九年宮城県規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条ただし書中「かし担保義務期間」を「契約不適合責任義務期間」に改める。
附 則
(施行期日等)
1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の建設工事執行規則の規定は、令和二年四月一日から適用する。
(経過措置)
2 この規則の適用前に改正前の建設工事執行規則の規定に基づき締結された契約については、なお従前の例による。

告 示

○宮城県告示第九百三十四号
漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号。以下「法」という。)第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。
令和二年十二月八日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区 の名称	区 域	同意成立 の年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定 養殖業者数
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第九百三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)	令和二年十一月十三日	石巻市雄勝町雄勝字唐桑六十二丁目十四 近藤 博 石巻市二丁目四 渡邊 新太郎	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める	二人
宮城県第九十四加入区	平成十九年宮城県告示第九百三十八号(漁業災害補償法に基づく漁業加入区の設定)	令和二年十一月十三日	石巻市雄勝町水浜字水浜百四十七 伊藤 文彦 石巻市雄勝町分浜字分浜百六十七 大槻 浩樹	漁業災害補償法(昭和三十九年法律第五十八号)第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める	四人

三丁目二番二十三号

五 落札金額 一億三百二十九万円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年十月九日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

令和二年十二月八日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察WAN用端末装置貸借(W2) 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青

葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 令和二年十一月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 二億五百万九千二百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 令和二年十月九日

選挙管理委員会

○宮選管告示第百一十一号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第百十条の五の規定により交付した左記の証票

は、令和二年十一月三十日以降無効とする。

令和二年十二月八日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章太郎

記

証票番号

第三号の〇四三

証票番号

第三号の〇三八

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第35号

令和2年8月27日付で当委員会が行った県道石巻鮎川線改築工事(給分浜道路・宮城県石巻市大原浜京地内から同市給分浜羽黒下地内までのうち石巻市大原浜一の峠地内)に係る裁決手続開始決定について、下記のとおり更正した。

令和2年12月8日

宮城県収用委員会

記

1 別紙

(1) 番号28-1番の者を削除し、番号28-2番の者の番号を28-1番に改める。

(2) 番号40-8番の者を削除し、番号40-9番から40-19番までの者の番号を番号40-8番から40-18番に改める。

2 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

「不明 ただし、土地の登記事項証明書上の抵当権者 大原浜北山施業森林組合

牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町58番地 を

なお、法人登記上の住所 牡鹿郡大原村大原濱字町58番地 」

「不明 ただし、登記記録上の抵当権者 大原浜北山施業森林組合

牡鹿郡牡鹿町大字大原浜字町58番地 に改める。

なお、法人登記簿上の登記名義人 大原浜北山施業森林組合

牡鹿郡大原村大原濱字町58番地 」

(注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執

務時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間と

する。